

岩手県ディスクゴルフ協会規約  
名称：岩手県ディスクゴルフ協会（略称 J P D G A 岩手）

第 1 章 総則

第 1 条 本協会は、岩手県ディスクゴルフ協会（略称： J P D G A 岩手）と称し、事務局を岩手県北上市川岸 1 丁目 3 - 3 7 アイエ北上駅東 201 号におく。

第 2 条 本協会は、岩手県におけるディスクゴルフ競技の組織として、その普及及び振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

第 3 条 本協会は、前条の目的を達成するため、日本ディスクゴルフ協会の岩手県支部として本部協会の方針のもと、以下の事業を行う。

- 1 ディスクゴルフ愛好者育成
- 2 ディスクゴルフ普及のための講習会の開催
- 3 ディスクゴルフ公式戦・公認戦及びローカル大会の開催
- 4 ディスクゴルフコースの設置推進
- 5 協会の各種大会への出場推進
- 6 J P D G A 本部、 J P D G A 支部、岩手県ライティングディスク協会及び市町村ライティングディスク協会への協力

第 3 章 会員

第 4 条 会員は第 2 条の目的に賛同し、別に定める会費の納入をもって会員とする。

- 1 日本ディスクゴルフ協会個人 A 会員及び B 会員それに伴うファミリー会員
- 2 岩手県ディスクゴルフ協会個人会員
- 3 賛助会員

第 5 条 会員は次の特典を得ることができる。

- 1 本協会が刊行する資料の無料または優待入手
- 2 競技ディスク及び関連商品の優待購入
- 3 本協会が主催及び協力する大会への優待参加
- 4 賛助会員は、当協会の求めに応じ、広告の掲出及び商品の紹介等の便宜を受けることができる

第 6 条 会員資格の有効期限

- 1 本協会の会計年度の始まり又は新規入会時から会計年度終了時とする

第 7 条 会員資格の停止

- 1 会費の納入を怠った者  
上記に該当する者は会費納入までの期間、会員資格を停止する

会員資格の失効

- 2 本協会の名誉を著しく棄損した者
- 3 本協会の活動に支障をきたす活動又は影響を与えた者  
上記に該当する者は、役員会の議を経て会員資格を失う

第 4 章 役員

第 8 条 本協会の役員は会長 1 名、事務局長 1 名、競技委員長 1 名、指導普及委員長 1 名、理事長 1 名及び理事若干名、監事 1 名で構成する。なお、役員会によりこの内容は変更できるものとする。

第 9 条 役員を選任は次の通りとする。

- 1 会長は、役員会より推挙する。
- 2 理事長は、役員会で互選し、会長がこれを委嘱する。
- 3 事務局長は、役員会で互選し、会長がこれを委嘱する。
- 4 理事は、会長が任命する。
- 5 監事は、役員会の議決を経て選出し、理事長がこれを委嘱する。

- 第 10 条 役員は、職務は次の通りとする。
- 1 会長は、本協会の会務を統括し、本協会を代表する
  - 2 理事長は、会務を処理し、役員会の議長となる
  - 3 事務局長は、日常業務を担当する
  - 4 理事は、本協会の会務を執行する
  - 5 競技委員長は、本協会主催大会の運営を行う
  - 6 指導普及委員長は、ディスクゴルフの指導及び普及に努める
  - 7 監事は、会計を監査する

第 11 条 役員は、任期は 1 年とし、再任は妨げない。補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 12 条 本協会には、名誉会長 1 名、名誉会員若干名、顧問若干名及び参与若干名をおくことができる。

第 13 条 名誉会長、名誉会員、顧問及び参与は、本協会に功労のあった者のうちから、役員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第 14 条 名誉会長、名誉会員、顧問及び参与は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。

## 第 6 章 会議

### 第 15 条 役員会

- 1 役員会は、会長が毎年 1 回以上招集する  
ただし、理事長及び事務局長が必要と認めた場合、会長の承認を経て、臨時役員会を招集することができる

- 2 役員会は、本協会の決定機関として、活動方針、事業計画など全ての事項を決議する

### 第 16 条 岩手県ディスクゴルフ協会 会員総会

- 1 会員総会は、会長が毎年 1 回以上招集する  
ただし、会員数の 3 分の 1 以上からの会議の目的事項を示した請求があった場合には、臨時会員総会を招集しなければならない

- 2 会員総会の議長は、事務局長がこれを務める

第 17 条 役員会及び会員総会の議決は、出席者の過半数を持って決定される。

## 第 7 章 会計

第 18 条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金及び補助金をもってこれにあてる。

第 19 条 本協会の会費及び入会費は、以下の通りとする。

| 項目                     | 金額        | 摘要    |
|------------------------|-----------|-------|
| 入会金                    | 1,000円    | 入会の都度 |
| 個人会員会費                 | 1,000円    | 年度額   |
| 賛助会員                   | 10,000円以上 | 年度額   |
| 日本ディスクゴルフ協会員は、本部の定める額。 |           |       |

第 20 条 本協会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。  
ただし、役員会の承認を経て、変更される場合がある。

- 附則
- 1 本規約改正は、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により決定される
  - 2 本規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める
  - 3 本規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する